

社会福祉法人養浩会役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人養浩会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- （2）常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- （3）非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- （4）報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- （5）費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- （1）非常勤の役員 報酬
- （2）評議員 報酬

（報酬等の額の算定方法）

第4条 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。

2 評議員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。

（報酬等の支給方法）

第5条 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、第4条に規定する日額報酬と別表第3による旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成19年3月1日より施行する。

この規程は、平成20年11月1日より施行する。

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年6月12日より施行する。

この規程は、令和3年4月1日より施行する。(別表)

この規程は、令和7年9月1日より施行する。(別表)

別表 1

名 称	実費弁償（１日、日当）	実費弁償（車賃）
理事会出席報酬等	8, 0 0 0 円	- 肝属地区内は支給しない - 肝属地区外は別表 3 適用
評議員会出席報酬等	8, 0 0 0 円	- 肝属地区内は支給しない - 肝属地区外は別表 3 適用
監事監査報酬等	8, 0 0 0 円	- 肝属地区内は支給しない - 肝属地区外は別表 3 適用

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償費
理事及び評議員業務報酬等	8, 0 0 0 円	- 肝属地区内は支給しない - 肝属地区外は別表 3 適用

別表 3

旅 費	宿泊費	その他
県内移動の場合、1 k mにつき 37 円 県外移動の場合、公共交通機関利用費分	2 0, 0 0 0 円以内	駐車場代、ガソリン代、 車両手当

（備考）宿泊費は、実費支給とする、車両手当は、自家用車の公務利用に対して支給する。

この別表に定めない旅費事項については、施設長が必要と認めた場合に限り別途支給する。

別表 4 理事長の報酬

- ① 報酬額 月額 1 0 0, 0 0 0 円
- ② 勤務日数 週 1 日以上（原則として月曜日とする。）
 時間 1 5 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0
- ③ 勤務内容 定款細則に定める理事長の業務内容
- ④ 出勤簿 嘱託医業務の出勤簿を利用

（備考） 1 理事長報酬については、平成 1 9 年 7 月 1 日より適用する。

2 交通費の実費弁償費は、職員の旅費規程を原則として準用する。

区分は、9 等級以上の職務の者とする。